

○総務省告示第二百二十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二の二第二項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百四十四号（七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 〔略〕</p> <p>二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における一の送信設備からの送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備の技術的条件は、任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和が、一〇・五ミリ秒以下であること。</p> <p>三 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	